

みなとみた

2012 **6**
No.92

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働ニュース ●2~7

平成24年度 全国安全週間に寄せて(平成24年度全国安全週間実施要綱(抄))

東京労働局では「東京ゼロ災害運動」を実施中です／職場の熱中症予防対策は万全ですか? チェック表付／労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について／平成24年「賃金構造基本統計調査」へのご協力をお願い／平成24年7月1日から従業員数100人以下の事業主にも改正育児・介護休業法が全面施行

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●8~9

最近の雇用失業情勢／ハローワーク品川 事業所担当からのお知らせ

労働インフォメーション ●10~11

改正労働者派遣法による労災保険法の一部が改正

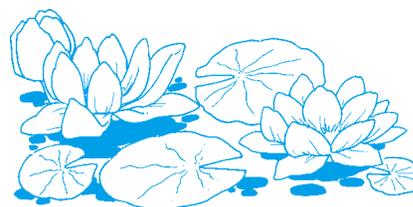
協会だより ●12~13、15

平成24年度「定期総会」開催される

役員補充関係名簿、平成23年度正味財産増減計算書・24年度収支予算書(抄)
新入会員のご紹介、事務局職員の交代について

コラム ●14

いのち・シリーズ[®] 知覧からの手紙(1)



平成24年度全国安全週間に寄せて

三田労働基準監督署

会員の皆様方におかれましては、労働災害防止活動に熱心に取り組んでいただいていること、深く敬意を表する次第であり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の発生件数の変遷をみますと、死亡災害は、全国では昭和36年の6,712名を、東京都内に限りますと昭和39年の609名をピークに、長期的には減少しています。これも、関係各位の労働災害防止に寄せる熱意と地道な安全衛生管理活動の賜物と感謝しています。

しかしながら、平成23年におきましては、全国で2,342名（東日本大震災関連件数含む）、東京都内では76名と死亡災害が増加しました。

また、休業四日以上死傷災害を見ましても、平成23年は、全国、東京ともに増加してしまいました。

労働災害を防止するためには、安全衛生担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要があります。

このような観点から、本年度の「全国安全週間」のスローガンは

「ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害」 となっています。

安全衛生の基本は人を大切にすることだと思います。どうか周りで働く人たちを大切に、絶対に自分の職場では事故を起こさないという強い気持ちで、日々の安全衛生管理に取り組んでください。

平成24年度全国安全週間実施要綱（抄）

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で85回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少してきている。

労働災害による死亡者数は減少してきているが、平成23年は2,000人を超えており、震災を直接の原因とする死亡者を除いてもなお、1,000人を超える尊い命が労働の場で失われている。一方、労働災害による死傷者数は、平成22年、23年と2年連続で増加していて、このような事態は、いわゆる石油ショック後の景気回復期以来、実に33年ぶりのことである。特に、産業構造の変化等により、製造業、建設業等の労働災害の占める割合が減少し、小売業、社会福祉施設等の労働災害の占める割合が増加している。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要がある。

このような観点から、平成24年度の全国安全週間は、**ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害**をスローガンとして展開することにする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることにする。

2 期 間 平成24年7月1日から7月7日までとする。なお、安全週間の実効を上げるため、平成24年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会 4 実施者 各事業場

5 実施者の実施事項

安全を最優先する企業文化である安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- ①経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- ②今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ③作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- ④安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- ⑤作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ⑥安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- ⑦安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ⑧労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ⑨ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- ⑩緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- ⑪「安全の日」等の設定を行う。
- ⑫その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事を行う。

東京労働局では東京ゼロ災害運動実施中です

建設業、第三次産業の皆さんへ
東京ゼロ災害運動に参加し、労働災害をなくしましょう!!

三田労働基準監督署

東京労働局では、東京都内の労働災害が平成22年以降2年連続で増加していることから、平成24年1月より平成24年12月末までを「東京ゼロ災害運動」の取組期間と定め、労働災害の防止対策に取り組んでいただいているところです。

東京ゼロ災害運動では事業者、現場管理者、労働者等による「安全宣言」活動を推奨しています。

「安全宣言」は以下の図を参考にさせていただきますようお願いします。

【建設業者用】

安全宣言の記載例

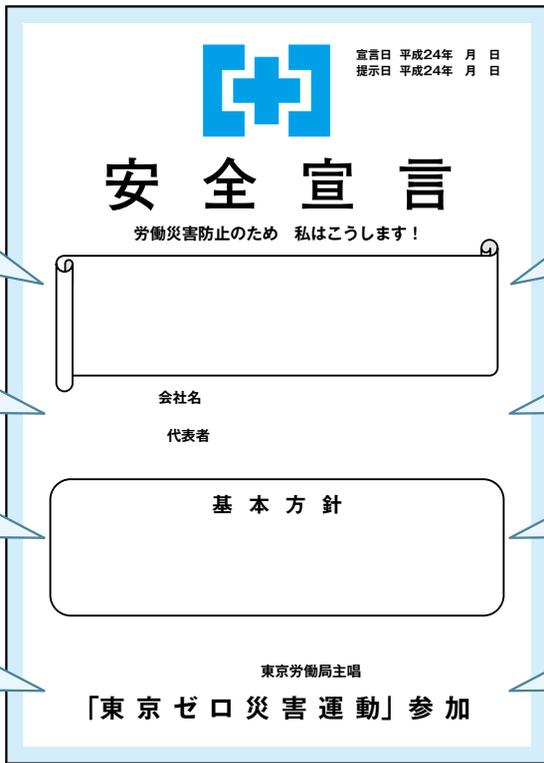
- 「毎朝、職場を安全巡回し、声かけで明るい職場をつくれます」
- 「毎日、安全帯の使用状況を確認します」
- 「新規入場者全員と会話をします」
- 「全員に作業開始前の声かけをします」

現場所長名でもかまいません。自筆で署名します。

会社、現場が定めた安全衛生に関する基本方針を記入します。

東京労働局主唱、東京ゼロ災害運動参加と表示を入れてください。

事務所、朝礼会場、休憩場所など見やすい個所に掲示してください。



安全宣言

労働災害防止のため 私はこうします!

宣言日 平成24年 月 日
提示日 平成24年 月 日

会社名
代表者

基本方針

東京労働局主唱
「東京ゼロ災害運動」参加

【第三次産業用】

安全宣言の記載例

- 「走りません。何事にもゆとりをもって行動します。」
- 「通路には障害物となるものを置きません」
- 「両手に荷物を持ったら階段は使用しません」
- 「非常作業のときは、改めて作業手順を確認します」

店長の名前でもかまいません。自筆で署名します。

会社、店舗が定めた安全衛生に関する基本方針を記入します。

東京労働局主唱、東京ゼロ災害運動参加と表示を入れてください。

事務所、休憩場所など見やすい個所に掲示してください。

各事業場等で独自に制作して実施する安全週間ののぼりや横断幕、ポスター、仮囲い看板、ワッペン等には「東京労働局主唱」と明示し、社名と共に「東京ゼロ災害運動参加」と表示を入れていただきますようお願いします。

<お問い合わせ先> 三田労働基準監督署 安全衛生課 03 (3452) 5474

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

WBGT 値測定器で作業中の値を測定し、WBGT 基準値を超える（おそれがある）場合には熱中症予防対策の徹底を図りましょう！！

○×	点検項目	対策などの例
	休憩場所は整備していますか？	◆冷房の設置、日陰などに設けるなど ◆冷たいおしぼり、飲料水等の備え付け
	高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？	◆作業の休止時間・休憩時間の確保 ◆身体作業強度が高い作業を避ける等
	高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか？	◆7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする
	自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	◆スポーツドリンク・経口補水液などを20～30分ごとにカップ1～2杯程度摂取する
	労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を着用させていますか？	◆クールジャケット、クールヘルメットなどを着用させる
	作業中の巡視を行っていますか？	◆高温多湿作業場所の巡視を頻繁に行う ◆水分・塩分の摂取状況、健康状態の異常を確認する
	健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？	◆熱中症の発症リスクが高い糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全など異常所見者に対し、主治医等の意見を勘案して、就業場所の変更等を行う
	日常の健康管理について、労働者に指導していますか？	◆睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱などについて、必要に応じて健康相談する
	作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？	◆「マイチェックで熱中症を防ぎましょう」を活用して一人ひとりが健康状態を確認し、点検時に職長や元請に連絡できるようにする
	体温計などを常備し、必要に応じて身体の状況を確認できるようにしていますか？	◆休憩中の体温が、作業開始前の体温に戻らない場合、体重が作業開始前より1.5%を超えて減少している場合は熱へのばく露を止める
	熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？	◆(1) 熱中症の症状 (2) 熱中症の予防方法 (3) 緊急時の救急措置 (4) 熱中症の事例
	熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？	◆病院、診療所などの所在地や連絡先を把握し、連絡網を作成し、関係者に周知する
	熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？	◆意識がない、自分で水分補給ができない、回復しない場合は医療機関へ搬送する
	WBGT 値(暑さ指数)の低減を図っていますか？	◆熱を遮蔽する物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置など

初期症状に注意してください

- ①足の筋肉がつる ②めまいがする ③唇がしびれる ④脈が早くなる
⑤大量の汗がでる ⑥汗が出なくなる ⑦動悸がする…

マイチェックで 熱中症を防ぎましょう!!

- ◆めまいや筋肉がつる状態、唇のしびれ等は熱中症の初期症状です。すぐ職長や元請に連絡しましょう。
- ◆作業終了時でも体調に異状を感じたら職長や元請に連絡しましょう。

糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の疾患のある方は熱中症の発症のリスクが高いため注意が必要です

全国の労働者の熱中症による死亡者数は毎年約20名おり、休業4日以上の業務上疾病者数は約300人に上ります。今年も昨年に引き続き節電の取り組みが求められています。一人ひとりが、熱中症予防の正しい知識をもち、自分の体調の変化に気をつけ熱中症を防ぎましょう。

項目 (×があったら要注意です。体調に異変を感じたら職長や元請に連絡しましょう。無理は禁物です。)		月	火	水	木	金	土	日
		/	/	/	/	/	/	/
作業開始前	良く眠れた							
	起床直後の尿はよくでた(少ないと既に脱水症状かも?)							
	朝食はしっかり食べた							
	体調はよい(風邪などに罹っていない)							
	二日酔いでない							
	疲れが溜まっていない							
午前休憩	水分・塩分の補給をした							
	大量の発汗はない(休憩前の作業において)							
	めまいなど立ちくらみはない							
	筋肉がつるような感じはない(こむら返り)							
	体調に異状を感じない(唇のしびれなど)							
昼の休憩	水分・塩分の補給をした							
	大量の発汗はない(午前休憩後の作業において)							
	めまいなど立ちくらみはない							
	筋肉がつるような感じはない(こむら返り)							
	体調に異状を感じない(唇のしびれなど)							
	昼食はしっかり摂ることができた							
午後休憩	水分・塩分の補給をした							
	大量の発汗はない(昼休憩後の作業において)							
	めまいなど立ちくらみはない							
	筋肉がつるような感じはない(こむら返り)							
	体調に異状を感じない(唇のしびれなど)							
終業後	水分・塩分の補給をした							
	大量の発汗はない(午後休憩後の作業において)							
	めまいなど立ちくらみはない							
	筋肉がつるような感じはない(こむら返り)							
	体調に異状を感じない(唇のしびれなど)							

休養をとりましたよう

<お問い合わせ先> 三田労働基準監督署 安全衛生課 03(3452)5474

労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について

1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新は6月1日(金)から7月10日(火)までの40日間です。

2. 保険料率の変更について

今年度は労災保険率・雇用保険率共に変更がありますのでご注意ください。

3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください。(金融機関で申告・納付される場合は、申告書と納付書を切り離さないでください。)

※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細は電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) へアクセス願います。

なお、6月25日(月)から7月10日(火)まで(土・日は除く)の午前9時30分から午後4時までの間、東京労働局の「申告書受理・相談コーナー」において電子申請体験コーナーを併設しております。

4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

7月2日(月)～7月10日(火) 午前9時30分から午後4時(土・日は除く)

三田労働基準監督署3階会議室

7月6日(金) 午前9時30分から午後4時

品川公共職業安定所(保険料の納付はできません。)

<お問い合わせ先> 三田労働基準監督署 労災課 03(3452)5472

平成24年「賃金構造基本統計調査」へのご協力をお願い

賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用されている労働者の賃金の実態について明らかとするため、毎年実施されています。その結果は、各企業の賃金管理をはじめとする貴重な資料として活用されています。調査対象となりました事業所にはお手数をおかけすることになりますが、調査へのご協力をお願いします。

<お問い合わせ先> 三田労働基準監督署 業務課 03(3452)5475

従業員数が100人以下の事業主の皆さま

平成24年
7月1日
から**改正育児・介護休業法が
全面施行されます!!**

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、従業員数が100人以下の事業主にも、これまで適用が猶予されていた以下の制度が適用になります。

<適用猶予が解除される事項>

- ① 短時間勤務制度
- ② 所定外労働の制限
- ③ 介護休暇

全ての事業主について改正育児・介護休業法が義務化されることとなりますので、平成24年7月1日の全面施行に向け、就業規則や育児・介護休業規定の改定が必要です。規定例を東京労働局ホームページからダウンロードできます。お早めにご準備ください。

規定例 (Word可) のダウンロード先はこちら…

★ 検索 ★

東京労働局ホームページトップ < 各種法令・制度・手続き < 雇用均等関係 < 【一覧】モデル例・様式集 < 育児・介護休業法 < 育児・介護休業等に関する規定例

★ つまり… ★

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tokyo-roudoukyoku/standard/closure/37.doc>



<お問い合わせ先>
東京労働局雇用均等室
〒102-8305 千代田区九段南1-2-1
TEL 03-6893-1100
FAX 03-3512-1555



最近の雇用失業情勢

○平成24年3月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆平成24年3月の完全失業率（季節調整値）は、4.5%と前月と同水準。
- ☆完全失業者数（原数値）は307万人で、前年同月より15万人減の22ヶ月連続の減少。
- ☆前年同月と比べ就業者は23万人の減少、雇用者は17万人減少となっている。
- ☆平成24年3月の新規求人倍率（季節調整値）は1.19倍と前月より0.08ポイント悪化。
- ☆平成24年3月の有効求人倍率（季節調整値）は0.76倍と前月より0.01ポイント改善。

内閣府の月例経済報告（平成24年4月）によると、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい。労働力人口・就業者数は増加し、完全失業者数は減少した。雇用者数はこのところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、各種政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が確かなものとなることが期待される。ただし、欧州の政府債務危機や原油高の影響、これらを背景とした海外景気の下振れ等によって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。

また、電力供給の制約や原子力災害の影響・デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることに注意が必要であるとしている。

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
20年度	1.08	1.58	4.28	0.77	1.12	3.19	132,204	178,158
21年度	0.79	1.02	2.66	0.45	0.60	1.61	139,964	186,500
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
24年3月	1.19	1.63	6.23	0.76	1.00	3.61	149,287	200,921

注意) 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《23年4月～24年3月》
 2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は94,199人で前年同月比20.3%増と25ヶ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は260,701人で前年同月比18.0%増と、23ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は58,540件で前年同月比6.8%減と7ヶ月連続で前年同月を下回った。

また、月間有効求職者数（原数値）は242,518人で前年同月比8.4%の減少と、19ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は13,145件で前年同月比2.8%増と2ヶ月連続で前年同月を上回った。一般、パート別の状況を見ると、一般は8,170件で前年同月比2.8%増と9ヶ月連続で前年同月を上回った。

パートは4,975件で前年同月比2.9%増と、増加に転じた。

東京の企業倒産状況（(株)東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、259件（前年同月比25.1%増）。業種別件数ではサービス業（47件）、卸売業（44件）、次いで製造業（37件）の順となった。

☆ハローワーク品川労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供いたします。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

<ハローワーク品川 事業所担当からのお知らせ>

○学卒担当からのお知らせ

平成25年新規学卒（高校・中学）求人申込受付が始まります。
未来を担う若者の雇用確保のため、是非採用をご検討ください！

申込受付開始：平成24年6月20日（水）から

お問い合わせ先：事業所第三部門

電話：03-6402-5171（ダイヤルイン）

○求人受理担当（中途募集）からのお知らせ

3月に六本木庁舎と品川庁舎が移転して、芝大門で一つになりました。中途の人材募集については、毎日120社程度の求人を受け付けており、入力・公開までに3日程度の時間をいただいています。

求める人材の応募につながるよう、窓口では記載内容についての助言や、賃金情報等の付加価値を提供しています。

是非窓口にお越しください。

比較的空いていてゆっくりご相談いただける、午前中のご来所をおすすめします。

お問い合わせ先：事業所第一部門

電話：03-6402-5171（ダイヤルイン）

○求人開拓担当からのお知らせ

採用計画があるけれど、ハローワークに行く時間がない。求人を出したいけれど、仕事の説明・賃金などの条件や、どのような人が応募するのか不安。面接場所がない、ハローワークで場所を用意できればありがたいな。…等のご相談には、お電話かファクス（任意様式で、事業所名・雇用保険適用事業所番号・ご担当者名・連絡先・相談内容をご記入ください。）をいただければ、ハローワークからご連絡いたします。

お問い合わせ先：事業所第二部門

電話：03-6402-5174（ダイヤルイン）

FAX：03-3433-8617



改正労働者派遣法による労災保険法の一部が改正

(派遣先会社への求償が徹底されます)

改正労働者派遣法（3月28日成立、4月6日公布）の概要につきましては協会報4月号でお知らせしましたが、同法の改正により「労災保険法」の一部が改正されました。

労災保険は、関係当事者以外の第三者の故意又は重大な過失に基づく労災事故について保険給付を行った場合、国は第三者に求償を行います。

派遣労働者は、派遣元の労災保険に加入していますが、派遣先事業場の重大な過失等により発生した労災事故の場合、派遣先事業場は、保険関係以外の第三者として求償の対象になります。今回の改正では、この取扱が徹底されることになりました。

取扱の対象事案や要件は今後通達で示されます。また改正法は6か月以内に施行すると定められていますので、派遣先への求償の徹底も10月1日から施行されるものと思われます。

下記に派遣法改正による労災保険法の改正に係る関係通達を掲載しますので参考にしてください。

通達

平成24.4.6基発0406第1号、職発0406第7号／厚生労働省労働基準局長、職業安定局長から都道府県労働局長あて

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律について

(本文 略)

記

(第1、第2 略)

第3 労働者災害補償保険法の一部改正（第3条による改正関係）

1 派遣先の事業主等に対する報告、文書の提出又は出頭の命令

行政庁は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（2において「労働者派遣法」という。）に規定する派遣先の事業主及び船員職業安定法に規定する船員派遣（2において「船員派遣」という。）の役務の提供を受ける者に対して、労働者災害補償保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとしたこと。（第46条関係）

2 派遣先の事業の事業場等への立入検査

行政庁は、労働者派遣法に規定する派遣先の事業の事業場及び船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができることとしたこと。（第48条第1項関係）

3 罰則その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

(第4、第5 略)

通達

平成24.4.6基労発0406第1号／厚生労働省労働基準局労災補償部長から都道府県労働局長あて

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律による労働者災害補償保険法の改正の趣旨について

本日公布された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律について」（平成24年4月6日付け基発0406第1号・職発0406第7号）によって、厚生労働省労働基準局長及び職業安定局長から貴職宛て通達されたところであるが、本法による労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の改正の趣旨は下記のとおりであるので、了知されたい。

なお、その施行の詳細については、本法の施行前に別途通達することとしている。

記

派遣先事業主の行為によって発生した労働災害について労災保険給付を行った場合に、政府が、当該派遣先事業主に対して、労働者災害補償保険法第12条の4の規定に基づく損害賠償請求を行うことは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等による諸規制とあいまって派遣先事業主の災害防止の取組をより一層促進する効果をもたらすものであると考えられる。

派遣労働者に関する労働災害は派遣先事業主の指揮命令下において発生することが一般的であるが、これまで、政府が派遣先事業主に対して報告徴収や立入検査を行う権限がなく、その損害賠償責任の有無の確認が困難であるなどの事情があり、派遣先事業主に対する損害賠償請求の実施が必ずしも徹底されていない状況にあった。

この状況を踏まえ、派遣先事業主に対する損害賠償請求を円滑に実施することを目的とし、政府に派遣先事業主に対する報告徴収や立入検査の権限を付与するための所要の改正が行われたものである。

平成24年度「定期総会」開催される

5月25日(金)午後4時から東京プリンスホテル2階「プロビデンスホール」において、多数会員の出席のもとに平成23年度定期総会が開催されました。山内啓三郎会長の挨拶の後、23年度の決算及び労働保険事務組合事務処理規約の変更案、役員の補充案が審議、承認されました。また、一般社団法人移行認可の経過や、前年度事業報告、平成24年度の事業計画・収支予算書の報告がなされました(役員補充関係名簿及び財務諸表(抄)は添付のとおり)。

議事終了後、ご来賓の多田信克三田労働基準監督署長様からご挨拶があり、協会が活発に活動していることについてお褒めの言葉をいただいたほか、労働災害が2年連続増加しているため現在「東京ゼロ災害運動」を展開中であり災害防止に努めてほしい、また、管内でうつ病などの精神障害の労災申請が多発しており、新たに発出された「心理的負荷による精神障害の認定基準」をよく理解しメンタルヘルス対策を推進してもらいたいとの要請がありました。

5時15分からは懇親会が行われ、8年間理事を務められた鶴見正雄氏に対し感謝状と記念品が贈られました。ご来賓としては、三田労働基準監督署から多田署長様のほか4月にご着任された中尾剛・渡邊和子の両次長様、港区武井雅昭区長様、品川公共職業安定所高野栄一所長様、東京労働基準協会連合会岩田俊勝事務局長様、建設業労働災害防止協会東京支部港分会高瀬伸利分会長様がご出席くださり、橋場義雄副会長の発声で賑やかに乾杯が行われました。ご来賓との名刺交換やなごやかな歓談で盛り上がり、午後7時丸山啓副会長の3本締めで楽しくお開きとなりました。



総会全景



会長挨拶(総会)



多田署長ご祝辞(総会)



武井区長ご祝辞(懇親会)



三田署渡邊労災次長様



懇親会全景(乾杯)



高野品川安定所長様ご祝辞(懇親会)



三田署中尾管理次長様

写真撮影は東京シップサービス(株)の金子様にご協力いただきました。

役員補充関係名簿（敬称略）

	新 任		退 任	
理 事	寺島 三喜雄	日本電気(株) 事業支援部	芝尾 和昭	日本電気(株) 事業支援部
	吉田 和宏	総合警備保障(株)	円谷 哲也	総合警備保障(株)
	木村 健	京浜急行電鉄(株)	鶴見 正雄	京急建設(株)
監 事	橘 新治	芝信用金庫	伴 雄次	芝信用金庫

平成23年度正味財産増減計算書《抄》

(平成23年4月1日～平成24年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	18,643,000	19,224,000	△ 581,000
【②事業収入】	71,474,336	79,474,351	△ 8,000,015
【③雑収入】	1,060,960	574,689	486,271
経常収益計	91,178,296	99,273,036	△ 8,094,740
(2) 経常費用			
【①事業費】	73,675,446	81,661,622	△ 7,986,176
【②管理費】	4,687,412	5,521,661	△ 834,249
経常費用計	78,362,858	87,183,283	△ 8,820,425
当期経常増減額	12,815,438	12,089,753	725,685
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	99,128	0	99,128
当期経常外増減額	△ 99,128	0	△ 99,128
法人税等	5,782,900	0	5,782,900
当期一般正味財産増減額	6,933,410	12,089,753	△ 5,156,343
一般正味財産期首残高	240,467,741	228,377,988	12,089,753
一般正味財産期末残高	247,401,151	240,467,741	6,933,410
II 正味財産期末残高	247,401,151	240,467,741	6,933,410

平成24年度収支予算書《抄》

(平成24年4月1日～平成25年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	18,680,000	18,540,000	140,000
【②事業収入】	68,984,500	72,328,258	△ 3,343,758
【③雑収入】	788,000	550,789	237,211
経常収益計	88,452,500	91,419,047	△ 2,966,547
(2) 経常費用			
【①事業費】	80,678,700	77,758,541	2,920,159
【②管理費】	4,992,400	4,930,771	61,629
経常費用計	85,671,100	82,689,312	2,981,788
当期経常増減額	2,781,400	8,729,735	△ 5,948,335
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,300,000	7,397,228	△ 2,097,228
当期一般正味財産増減額	△ 2,518,600	1,332,507	△ 3,851,107

コラム

水口文乃 著

『知覧からの手紙(1)』

(新潮社)



いのち・シリーズ 60

はじめに

本誌通巻53号（'06年1月）と同様、鹿児島・知覧から飛び立った陸軍特別攻撃隊員とそのフイアンセにまつわる実録である。著者はフリーの記者である。全4章で構成され、本稿もそれにならって紹介する。

出会い（図書館から戦場へ）

文部省国民精神文化研究所に司書の資格で勤務する智恵子は、女学校卒業の昭和16年春、上野の文部省図書館講習所（現・筑波大学情報学群）に入学。夏休み中の10日間を講習所の先輩のいる図書館で実習する定めがあり、派遣されたある大学の図書室で、今でいうアルバイトで来ていた2級上の先輩・穴沢利夫と出会う。

利夫は講習所を出たあと、検事を志して中央大学に入学した学生である。

翌年1月13日電話で呼び出され、交際を申し込まれた。どんな返事をしたか覚えていない。

以後、手紙の往復が始まる。

18年の夏のある日、陸軍の特別操縦見習士官の試験を受けることにしたと告げられ、彼の死を意識した智恵子は、はっきりとした恋愛感情とまではいなくても、このときから、彼と向き合おうと決めた。合格し入隊する10月1日の前日、それまで利夫に出していた20通ほどの手紙と彼の日記、同時に高村光太郎の詩集「智恵子抄」が手渡された。この詩集は、入隊が決まって何か欲しいものはないかと聞かれ、お願いしていたものであった。家に帰って開くと、扉ページに『制空ヲ期ス 昭和十八年九月三十日 利夫』と書いてあった。

気迫に満ちた文字からは、彼の決意が伝わるが、「智恵子抄」にはふさわしくない言葉なので、このページはすぐ切り取った。しかしこのページ

は今でも大切に保管している。

日記には、『智恵子よ幸福であれ。（略）あなたは自分と一緒に大空を駆けめぐる。雲を横切り、峰を走る。あの高く澄んだ空を、自分はあなたの魂をかき抱いて進む』、『智恵子……逢いたい。（略）唯、逢いたい。一途に一』などと綴られていた。

覚悟（マフラーになりたい）

翌19年3月のある日の朝5時過ぎ、今の港区三田にあった家へ利夫が来た。

『急に外泊許可が出て郷里に帰りますが、これが最後になるかもしれない……』

9時上野発の急行で上野から福島へ帰る利夫を上野まで見送りたいとは思ったが、当時夫婦でもない男女が連れ立って歩くことはご法度。

灰皿に利夫が残した吸殻があった。寄木細工の小箱に入れた。遺品の一つになっている。

教育隊を卒業して台湾高雄に派遣され、8月には大阪府柏原町（現・柏原市）に転属。

その後も手紙の行き来は続く。智恵子は書いた。『何気なくまかれ、いろいろ重宝な、そしていつも離れない、あなたのマフラーになりたい』。プロポーズのつもりであった。

利夫の手紙には結婚に迷いが感じられた。

12月7日づけで来た文面に『還らざる任務につく』という言葉があり、目を奪われた。

もうその頃の新聞には、「特攻隊」という文字が踊っていたのである。直ちに面会に行こうと思った。切符を知人に用立ててもらい両国駅に行くと、東海道線が不通になっている。中央線で名古屋へ、そこから大坂へと向かった。

戦況が厳しくなる前に父が買ってくれた、イギリス製の上質なマフラーをつけて行った。

夜更けて大坂に着き、友人宅に泊めてもらい、翌朝、関西線で柏原に行った。12月13日午後2時であった。

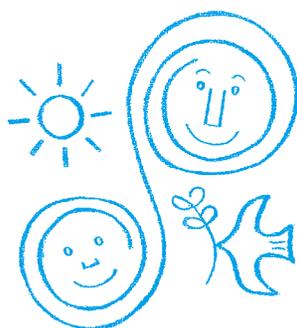
利夫が首のマフラーを貸してという。飛行服につけた白いスカーフをはずし、智恵子のマフラーを首に巻き、その上にスカーフを重ねた。返事だと思った。かつて誰にも見たことがないほど澄んだ眼をしていた。（次号へ続く）

藤枝 丞（藤枝事務所主宰）

～新入会員のご紹介～

4月以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

入会日	事業場名	所在地	電話	業種
4月1日	(財)上月スポーツ・教育財団	港区北青山1-2-7	03-5414-2811	スポーツ・教育・文化の振興のための助成等
4月19日	ルンドベック・ジャパン(株)	港区虎ノ門5-1-4	03-5733-8090	医薬品開発
4月23日	岩谷クリエイティブ(株)	港区西新橋3-21-8	03-5405-7033	経営コンサルタント業、研修教育業、生損保代理店業、業務受託業
5月15日	(株)オムニバス・ジャパン	港区赤坂7-9-11	03-6229-0606	番組、CM、映画等のポストプロダクション、CG企画、制作等
5月25日	(学)国際医療福祉大学 東京事務所	港区南青山1-24-1	03-3475-5078	大学、大学院、病院、福祉施設の運営及び管理



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

事務局職員の交代について

本年度の総会をもちまして、事務局につきましても、事務局長が水沼哲也から小林敏郎に、労働相談課長・島倉昌二が公益事業課長・新井貢に交代いたしました。前任者に対して賜りましたご厚誼に感謝申し上げますとともに、後任の2名につきましても引き続きご支援いただけますようお願い申し上げます。

みなとみた 平成24年6月号 平成24年6月15日発行(年6回発行) 第16巻第4号通巻第92号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

一般社団法人三田労働基準協会ご入会のおすすめ

当協会は、次の主要事業を行っております。当協会の趣旨にご賛同いただきご入会されますようおすすめいたします。

- ①労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法などの関係法令をはじめ、パート労働・賃金・退職金制度などに関する講習会、研究会、説明会の開催
- ②安全衛生関係表彰式、港区中小企業優良従業員表彰の推薦
- ③労働相談、労働基準法・労働者災害補償保険法・雇用保険法などにもとづく諸手続きの指導・援助
- ④労働保険事務組合の事業-中小規模事業場会員のための労働保険事務の受託
- ⑤定期健康診断・職場環境測定・安全衛生ポスター及び労働関係図書の斡旋、産業安全衛生大会への参加、その他会報の発行など

会 費

従業員	会費(年額)
1,000名以上	50,000円
501名~999名	39,000円
301名~500名	26,000円
101名~300名	17,000円
51名~100名	12,000円

従業員	会費(年額)
31名~50名	11,000円
21名~30名	10,000円
11名~20名	8,000円
6名~10名	7,000円
1名~5名	6,000円

加入申し込み手続き

下欄の「入会申込書」に所定事項をご記入のうえ協会まで FAX でお送り下さい。後日、会費納入等についてお知らせいたします。

申 込 先

一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル ☎ 3451-0901 FAX 3451-7692

入会申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 三田労働基準協会 殿

(FAX 3451-7692)

事業場の名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

所在地	〒
	電話 () FAX ()
資本金	
担当者職氏名	
業種	
従業員数	合計 名(男 名 女 名) 注：管轄下にある支店、営業所等の人数を含めて記載下さい

※お願い 入会申込書を FAX される際は、このページ全体をコピーの上ご送信下さい。